

長野市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための
固定資産税の課税免除に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長野市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例（令和6年長野市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除の申請)

第2条 条例第3条の規定による固定資産税の課税の免除の申請は、長野市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税課税免除申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第13条第1項の規定による地域経済牽引事業計画の承認に係る申請書及び当該申請に係る長野県知事の承認に係る通知書の写し
- (2) 法第25条に規定する主務大臣が定める基準に適合することについての確認に係る申請書及び当該申請に係る主務大臣の確認書の写し
- (3) 家屋及び土地の登記事項証明書
- (4) 土地の売買契約書及び当該土地の公図の写し
- (5) 家屋の建築工事に係る請負契約書及び当該家屋の平面図の写し
- (6) 償却資産に係る種類別明細書並びに当該償却資産の配置図及び平面図の写し
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(課税免除の決定通知)

第3条 市長は、条例第4条の規定により固定資産税の課税の免除を決定したときは、その旨を条例第3条の規定による申請をした者に通知するものとする。

(課税免除の変更の届出)

第4条 条例第5条の規定による届出は、長野市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税課税免除変更届出書（様式第2号）により行うものとする。

(課税免除の取消通知)

第5条 市長は、条例第6条の規定により固定資産税の課税の免除の決定を取り消したときは、その旨を当該取消しを受けた者に通知するものとする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

（表）

長野市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の
基盤強化のための固定資産税課税免除申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

固定資産税の課税の免除を受けたいので、長野市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例第3条の規定により申請します。

設置した事業所の所在地					
事業所の名称					
事業の内容（業種等）					
事業の用に供した日（操業日）		年 月 日			
対象施設の用に供する固定資産の価格等の概要					
土地	所在地番	取得年月日		地積 (㎡)	取得価格 (円)
		年 月 日			
	※記載に当たり欄が足りない場合は、適宜用紙を添付してください。				
家屋	所在地番	建設着手 年 月 日	取 得 年月日	床面積 (㎡)	取得価格 (円)
		年 月 日	年 月 日		
	※記載に当たり欄が足りない場合は、適宜用紙を添付してください。				
構築物等	所在地番	建設着手 年 月 日	取 得 年月日	種類	取得価格 (円)
		年 月 日	年 月 日		
	※記載に当たり欄が足りない場合は、適宜用紙を添付してください。				

(裏)

添付書類

- 1 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第13条第1項の規定による地域経済牽引事業計画の承認に係る申請書及び当該申請に係る長野県知事の承認に係る通知書の写し
- 2 法第25条に規定する主務大臣が定める基準に適合することについての確認に係る申請書及び当該申請に係る主務大臣の確認書の写し
- 3 家屋及び土地の登記事項証明書
- 4 土地の売買契約書及び当該土地の公図の写し
- 5 家屋の建築工事に係る請負契約書及び当該家屋の平面図の写し
- 6 償却資産に係る種類別明細書並びに当該償却資産の配置図及び平面図の写し
- 7 その他市長が必要と認めるもの

様式第2号（第4条関係）

長野市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の
基盤強化のための固定資産税課税免除変更届出書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例第3条の規定による申請の内容に変更があったので、同条例第5条の規定により届け出ます。

1 変更事項

（変更前）

（変更後）

2 変更理由

3 変更年月日

年 月 日